

○富谷市訪問介護サービスを位置付けた居宅サービス計画取扱要綱

令和3年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、富谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年富谷市条例第2号)第16条第20号及び第16条第20号の2の規定に基づき、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(平成30年厚生労働省告示第218号(以下「平成30年告示」という。))で定めるものに限る。)を位置付ける場合の居宅サービス計画及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第66条に規定する居宅サービス等区分に係るサービスの合計単位数が区分支給限度額(単位数)に占める割合や、訪問介護に係る合計単位数が居宅介護サービス等合計単位数に占める割合が、厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第336号(以下「令和3年告示」という。))で定める基準)に該当する居宅サービス計画の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる居宅サービス計画)

第2条 対象となる居宅サービス計画(以下「対象居宅サービス」という。)は、次の各号のいずれかに該当する居宅サービス計画とする。

- (1) サービス計画の期間内において、平成30年告示で定める回数以上の訪問介護(生活援助中心型サービス)を位置付ける居宅サービス計画
- (2) サービス計画の期間内において、区分支給限度額の利用割合が高く、訪問介護が利用サービスの大部分を占める居宅サービス計画のうち、令和3年告示で定める基準に該当し、市長が点検の必要があると認める居宅サービス計画

(届出)

第3条 対象居宅サービス計画を作成した介護支援専門員は、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 居宅サービス計画届出書(様式第1号)
- (2) アセスメント表(課題分析)(写し)
- (3) 居宅サービス計画書 基本情報(写し)
- (4) 居宅サービス計画書 第1表 居宅サービス計画書(1)(写し)
- (5) 居宅サービス計画書 第2表 居宅サービス計画書(2)(写し)
- (6) 居宅サービス計画書 第3表 週間サービス計画書(写し)
- (7) 居宅サービス計画書 第4表 サービス担当者会議の要点(写し)
- (8) 居宅サービス計画書 第5表 居宅介護支援経過
- (9) 居宅サービス計画書 第6表 サービス利用票(兼居宅サービス計画)(写し)
- (10) 居宅サービス計画書 第7表 サービス利用票別表(写し)
- (11) その他必要な書類

(届出期限)

第4条 前条の規定による届出の期限は、次の各号の区分によるものとする。ただし、第5条第1項の規定に基づきケアプラン点検を実施した居宅サービス計画の次年度以降の届出については、前年度における当該計画書を作成した日から1年に達する日までに提出するものとする。

- (1) 第2条第1号に規定する対象居宅サービス計画 当該居宅サービス計画の作成又は変更を行った月の翌月の末日

(2) 第2条第2号に規定する対象居宅サービス計画 市長が定める期日

(ケアプラン点検)

第5条 市長は第3条の規定により届出を受理したときは、当該届出書類の内容につき要介護状態区分、家族状況、認知症の有無及び程度並びに介護サービスの利用状況等を総合的に勘案し、自立支援・重度化防止の観点から居宅サービス計画に係るケアプラン点検を実施するものとする。

2 前項の点検に際し、必要と認められる場合は担当介護支援専門員へのヒアリングや追加資料を求めることができる。

(地域ケア会議等における事例検討の実施)

第6条 市長が前条の規定により点検を行った際、他の介護サービスや地域資源の活用について専門的見地からの検討を加えることが望ましいと判断したときは、次の各号に掲げるいずれかの検討を行う。

(1) 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議での検討。

(2) 富谷市の担当職員や、リハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議での事例検討。

2 前項の規定に関わらず、会議又は会議に類似するケース会議等において事例検討が行われている又は行われる予定である場合にあっては、当該事例検討をもってこれに代えることができるものとする。

(事例検討の結果)

第7条 市長は、前条の規定に基づく会議における事例検討の意見要旨について、地域ケア会議等における事例検討実施結果通知(様式第2号)により介護支援専門員に通知する。ただし、第6条第1項第2号に掲げる検討を行った場合においては、介護支援専門員への通知を省略することができる。

2 介護支援専門員は、対象居宅サービス計画の変更等を検討した場合にあっては、検討結果について関係書類を添えて、市長に報告するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、訪問介護サービスを位置付けた居宅サービス計画の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。